

(別表第1)

標準文書保存期間基準 (保存期間表) (民事部)

令和5年4月1日

事項	業務の区分	業務に係る司法行政文書の類型	司法行政文書の具体例	分類			保存期間
				大分類	中分類	名称 (小分類)	
1 規則若しくは規程の制定又は改廃及びその経緯	(1) 立案の検討	立案基礎文書	基本方針、基本計画、最高裁判所規則、最高裁判所規程	規則、規程、通達及び告示の制定改廃等	別表第2のとおり	別表第2のとおり	10年
	(2) 制定又は改廃	ア 規則若しくは規程の制定又は改廃のための決裁文書	規則案、規程案、理由、新旧対照条文、裁判官会議資料				
		イ 下級裁判所規則又は下級裁判所規程の原本	下級裁判所規則又は下級裁判所規程の原本				
	(3) 官報公告	官報公告に関する文書	官報公告の写し				
	(4) 解釈又は運用の基準の設定	解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書	逐条解説、ガイドライン、通達、運用の手引				
	(5) 制定され、又は改廃された最高裁判所規則又は最高裁判所規程の運用	制定され、又は改廃された最高裁判所規則又は最高裁判所規程の解釈又は運用のための文書	逐条解説、ガイドライン、運用の手引				
2 通達の制定又は改廃及びその経緯	(1) 立案の検討その他の重要な経緯	ア 立案基礎文書	基本方針、基本計画				
		イ 通達の制定又は改廃のための決裁文書	通達案				
	(2) 制定され、又は改廃された通達の運用	最高裁判所により制定され、若しくは改廃された通達又はその解釈若しくは運用のための文書	通達、ガイドライン、運用の手引				
3 執行官の職務、監督等に関する事項	執行官の職務、監督等に関する業務	ア 執行官の職務、監督等に関する連絡文書	一時的通達	執行官 (事務)	連絡文書	執行官 (令和●●年度)	5年
		イ 執行官の職務、監督等の状況が記録された文書	報告書		職務、監督等の状況	報告書 (令和●●年度)	5年
4 調停官、調停委員、専門委員、司法委員、鑑定委員、参与員、精神保健審判員及び精神保健参与員に関する事項	調停官、調停委員、専門委員、司法委員、鑑定委員、参与員、精神保健審判員及び精神保健参与員に関する業務	調停官、調停委員、専門委員、司法委員、鑑定委員、参与員、精神保健審判員及び精神保健参与員に関する連絡文書	一時的通達	調停委員等 (事務)	連絡文書	調停委員等 (令和●●年度)	5年

標準文書保存期間基準（保存期間表）（民事部）

令和5年4月1日

事項	業務の区分	業務に係る司法行政文書の類型	司法行政文書の具体例	分類			保存期間	
				大分類	中分類	名称 (小分類)		
5 職員の人事に関する事項	職員の人事に関する業務	人事帳簿	別表第3のとおり	職員人事（事務）	人事帳簿		別表第3のとおり	
6 訟務に関する事項	(1) 訟務一般に関する業務	事件の受付及び分配、開廷場所の指定、法廷警備その他の訟務一般に関する連絡文書	一時的通達	訟務（事務）	訟務一般	訟務一般（令和●●年度）	5年	
	(2) 民事に関する業務	民事実体法及び民事訴訟、人事訴訟、民事非訟、民事執行、破産、民事再生、人身保護その他の民事に関する連絡文書	一時的通達		民事	民事（令和●●年度）	5年	
	(3) 商事に関する業務	商事実体法及び会社更生、商事非訟その他の商事に関する連絡文書	一時的通達		商事	商事（令和●●年度）	5年	
	(4) 行政事件に関する業務	行政事件に関する連絡文書	一時的通達		行政事件	行政事件（令和●●年度）	5年	
	(5) 家事に関する業務	家事審判、家事調停その他の家事に関する連絡文書	一時的通達		家事	家事（令和●●年度）	5年	
	(6) 事件報告に関する業務	裁判、審判及び調停の事件報告に関する連絡文書	一時的通達、報告文書		事件報告	事件報告 受理・結果報告（令和●●年度）	5年	
	(7) 事件記録の保存に関する業務	事件記録の保存に関する連絡文書	一時的通達		記録保存	記録保存（令和●●年度）	5年	
	(8) 会同又は会議に関する業務	ア 会同又は会議の開催に関する重要な経緯	開催通知		会同、会議	会同、会議	会同、会議（令和●●年度）	3年
		イ 会同又は会議に提出された文書	配布資料					
ウ 会同又は会議の結果が記録された文書		議事録、結果報告書						
(9) 訟廷事務等に関する業務（(1)から(8)までに該当するものを除く。）	ア 最高裁からの連絡文書、事件記録の廃棄、検査等に関する文書 訟廷事務に関する業務についての一時的文書	連絡文書、一時的通達、通知文書、送付書	連絡文書	連絡文書（令和●●年度） 一時的通達等（令和●●年度）	5年			

標準文書保存期間基準（保存期間表）（民事部）

令和5年4月1日

事項	業務の区分	業務に係る司法行政文書の類型	司法行政文書の具体例	分類			保存期間
				大分類	中分類	名称 (小分類)	
		イ 最高裁からの裁判書の送付、事件関係の案内書の配布に関する文書、事件処理システムに関する文書 訟廷事務に関する業務についての一時的文書、 国際司法共助（嘱託・受託）に関する文書、裁判員関係、官公署等からの照会（行政共助）に関する文書 国を当事者とする訴訟に関し提訴予告通知が送付された場合の提訴予告通知に関する文書	最高裁の判決書、行政共助、捜査関係事項照会、外国司法送達共助、調査嘱託依頼書、照会書、調査票、嘱託書、回答書、事務連絡、国を当事者とする訴訟に関し提訴予告通知が送付された場合の法務省又は担当法務局からの通知、資料調査回答書、予告通知書の写し、民事訴訟法第132条の2第1項による提訴前照会、同回答書、民事訴訟法第132条の4第1項による提訴前証拠収集処分の申立書		判決書等写し、調査回答書	事務連絡等（令和●●年度） 照会書等（令和●●年度） 国際司法共助（令和●●年度）	1年
7 会計に関する事項	(1) 役務に関する業務	録音反訳の実施に関する文書	録音反訳方式利用事件一覧、発注書、完成通知	会計（事務）	役務（録音反訳）	役務（録音反訳）（令和●●年度）	5年
	(2) 会計に関する業務 （(1)に該当するものを除く。）	会計帳簿	別表第3のとおり		会計帳簿		別表第3のとおり
8 裁判統計に関する事項	(1) 統計の作成に関する業務	裁判統計作成上の基礎となる文書	資料文書	統計（事務）	資料	資料（令和●●年度）	3年
	(2) 裁判統計に関する業務 （(1)に該当するものを除く。）	裁判統計に関する業務についての一時的文書	一時的通達、統計システム関係事務連絡		統計システム関係	事務連絡等（令和●●年度） 一時的通達等（令和●●年度）	5年
9 庶務に関する事項	(1) 会同又は会議に関する業務	ア 会同又は会議の開催に関する重要な経緯	開催通知	庶務（事務）	会同、会議	会同、会議（令和●●年度）	3年
		イ 会同又は会議に提出された文書	配布資料				
		ウ 会同又は会議の結果が記録された文書	議事録、結果報告書				
	(2) 文書の管理に関する業務	ア 文書の保存期間等が定められた文書	標準文書保存期間基準（保存期間表）		文書（保存期間基準）	標準文書保存期間基準（令和●●年度）	5年
		イ 庶務帳簿	別表第3のとおり		庶務帳簿		別表第3のとおり

標準文書保存期間基準（保存期間表）（民事部）

令和5年4月1日

事項	業務の区分	業務に係る司法行政文書の類型	司法行政文書の具体例	分類			保存期間
				大分類	中分類	名称 (小分類)	
(3) 情報化及び情報セキュリティに関する業務	ア 情報化及び情報システムの運用等に関する文書（イに該当するものを除く。）、情報セキュリティに関する内部規約の策定等に関する文書	一時的通達		情報（連絡文書）	情報（連絡文書）	（令和●●年度）	5年
				情報（届出書等）	情報（届出書等）	（令和●●年度）	1年
	イ 情報化及び情報システムの一時的な運用等に関する文書、情報セキュリティに関する届出書、許可等に関する文書	通知、周知文書、届出書、許可書、申請書、報告書					
(4) 庶務に関する業務 （(1)から(3)までに該当するものを除く。）	ア 事務取扱担当者等の指定及び特定個人情報等の取扱区域の管理に関する文書、庶務に関する業務についての一時的文書	事務取扱担当者の指定書、取扱区域の指定書、総括保護管理者への報告書		雑A	取扱区域の指定	（令和●●年度） 事務連絡等（令和●●年度）	5年
				雑B	開示申出関係文書	（令和●●年度） 公益通報（令和●●年度） 事務連絡等（令和●●年度）	1年
	イ 司法行政文書開示申出に関する文書、保有個人情報の開示申出に関する文書、庶務に関する業務についての一時的文書	開示申出書、開示又は不開示通知書、補正書、第三者に対する照会書、意見書、第三者に対する通知書、開示申出の対象となった短期保有文書、公益通報の処理に関する送付書、報告書、保護通知書					
	ウ 高地家簡裁掲示板に関する文書	高地家簡裁掲示板掲載用資料		高地家簡裁掲示板掲載用資料	高地家簡裁掲示板掲載用資料		常用

（備考）

この基準において「特定日」とは、文書作成取得日においては不確定である期間を保存期間とする司法行政文書について、保存期間が確定した場合における、管理通達記第4の3の(6)の定めによる当該司法行政文書の保存期間の起算日をいう。

保存期間の起算日が異なる同一種類の複数の文書が物理的に容易に分離できない形状で一体となっている場合には、保存期間の起算日が最も遅い文書の起算日を保存期間の起算日とし、これらを一体として管理することができる。

(別表第2)

例規

項番	中分類	名称 (小分類)
1	執行官	執行官 (令和●●年度)
2	調停委員等	調停委員等 (令和●●年度)
3	訟務一般	訟務一般 (令和●●年度)
4	民事	民事 (令和●●年度)
5	家事	家事 (令和●●年度)
6	事件報告	事件報告 (令和●●年度)
7	記録保存	記録保存 (令和●●年度)
8	訟務関連文書	訟務関連文書 (令和●●年度)
9	裁判統計	裁判統計 (令和●●年度)
10	公印	公印 (令和●●年度)
11	文書	文書 (令和●●年度)

(別表第3)

帳簿

項番	業務に係る司法行政文書の類型	司法行政文書の具体例	名称(小分類)	保存期間
人事帳簿				
1	別表第1の5関係 【5職員の人事に関する事項】 【職員の人事に関する業務】	身分証明書交付申請書、身分証明書における旧姓使用申出書、各証明申請書、証明に関する決裁文書、旅行命令簿	出勤簿(委員)(令和●●年度)	5年
会計帳簿				
2	別表第1の7の(2)関係 【7会計に関する事項】 【(2)会計に関する業務(1)に該当するものを除く。】	図書、雑誌及び官報の配布簿その他	後納郵便差出票(令和●●年度)	3年
庶務帳簿				
3	別表第1の9の(2)のイ関係 【9庶務に関する事項】 【(2)文書の管理に関する業務】	ファイル管理簿、システム等管理簿	システム等管理簿(令和●●年度)	1年